大分県マスコットキャラクター「めじろん」デザイン等の使用に関するQ&A

令和4年10月12日 企画振興部広報広聴課

Q1 申請してからどのくらいで承認されますか。

A 1 申請受付から承認まで2週間程度かかりますので、期間に余裕をもって申請してください。

Q2 デザインの画像はどのような形で入手できますか。

A 2 イラストデータ一覧をご覧頂き、使用するイラストの番号(4桁)をメールでご 連絡ください。

メールアドレス: a10400@pref.oita.lg.jp

Q3 めじろんのデザインをどの程度変更できますか。例えばめじろんに自社商品を持た せたりすることはできますか。

A 3 著作権は大分県にありますが、著作人格権(無断でデザインを改変されない権利) は原著作者(制作者)が保持しています。

ポーズ等の変更は可能ですが、体の色の変更やはちまきをとる等のめじろんのデザイン 自体の変更は認めていません。

また、めじろんが特定の商品を公認していると誤解されるようなデザイン (自社商品を 持つ等) に変更することはできません。

詳しくは「めじろん色指定と禁止事項」をご確認ください。

Q4 めじろんの名称を商品名に使いたいのですが。

A 4 「めじろん」の名称は、県が商標登録を取得しています。名称として使用する場合もデザイン使用と同等の取扱いとします。

Q5 小売店で許可を得ていなくても、めじろんの商品を仕入れて販売することができますか。

A 5 販売する商品が、製造者(委託製造の場合は委託者)によって大分県の承認を得たものであれば、販売することが可能です。

Q6 県の承認を得ている商品かどうかはどうやって判断しますか。

A 6 マスコットに付されている承認番号、または製造業者等をお知らせいただければ 確認できます。

Q7 メールでの申請は可能ですか。

A 7 可能です。令和3年4月より押印不要となったため、メールでの申請も可能となりました。

Q8 個人が使用する場合でも、利用申請が必要ですか。

A8 個人が趣味等で使用する場合は、原則として必要ありません。ただし、大分県マスコットキャラクター「めじろん」使用規程第3条第1項の各号に該当しない場合に限ります。

なお、イラストを手描きで利用する場合は、体の色の変更や、はちまきをとる等の「めじろん」のデザイン自体の変更は認めていませんので、「めじろん色指定と禁止事項」 に沿って表現してください。

<個人での利用例>

- ・個人のツイッターやフェイスブック等の SNS に「めじろん」を使用する場合
- ・個人のホームページやブログの記事に「めじろん」を使用する場合
- ・個人の趣味として「めじろん」のぬいぐるみを作成しブログなどに掲載する場合
- ・個人の趣味で描いた「めじろん」のイラストをコンテスト等に出品する場合

※参考

大分県マスコットキャラクター「めじろん」使用規程

- 第3条 知事は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、デザイン等の使用を承認するものとする。この場合において、知事が必要と認めるときは、条件を付すことができる。
 - (1) 大分県の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになるとき。
 - (2) デザイン等を正しい使用方法にしたがって使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、 又は与えるおそれのあるとき。
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用するとき。
 - (6) その他知事が不適当と認めたとき。